

審査結果登録後の対応について

審査結果「承認」の場合：

【新規申請】

スタートアップミーティングを実施して以下の書類をご提出ください。

- ①様式 22：研究規程遵守宣誓書（研究責任者のみ）
- ②様式 23：スタートアップミーティング実施報告書
- ③スタートアップミーティング実施時の説明資料又は議事録

PDFにて基本情報入力画面のその他の添付資料に添付後、『申請』をクリックしてください。

【変更申請】

- ①研究責任者の変更を伴う場合：変更後の研究責任者は研究規程遵守宣誓書（様式 22）を作成してその他添付欄に添付してください。
- ②審査後に研究支援者の変更がある場合：
変更申請書に追加で記載をし、『申請』をクリックしてください。
- ③ ①②の変更が無い場合はそのまま『申請』をクリックしてください。

【研究実施状況報告書・重篤な有害事象報告書・その他報告（研究の信頼性にかかわる事項の報告書）】

事務局にて許可手続きを行いますので、特にご対応いただく必要はございません。

※島根大学医学部以外の所属の方

→所属している研究機関の長へ許可申請を行ってください。（本文面に記載している対応は不要です。）

なお、2022年6月30日以前に申請された研究については対応が異なる場合がありますのでご不明な点についてはご連絡ください。

審査結果「保留」の場合：

審査結果通知の「承認以外の場合の理由等」の欄に記載された対応内容をご確認いただき、内容に沿ったご対応をお願いいたします。

併せて、様式 8：審査意見に対する回答書も作成し、その他添付資料の欄に添付して『申請』をクリックしてください。

審査結果「不承認」の場合：

- ①審査結果を不服として異議申し立てを行う場合は様式 9：異議申立書を作成してその他添付資料に添付後、『申請』をクリックしてください。
- ②審査結果に従う場合は「この申請書について、事務局に問い合わせ」の箇所から事務局宛、取り下げ依頼を行ってください。

審査結果「審査対象外」の場合：

審査結果通知後の対応は不要です。

その他ご不明な点等がございましたら事務局宛ご連絡ください。

内線：2515 又は 3056

Mail：kenkyu@med.shimane-u.ac.jp